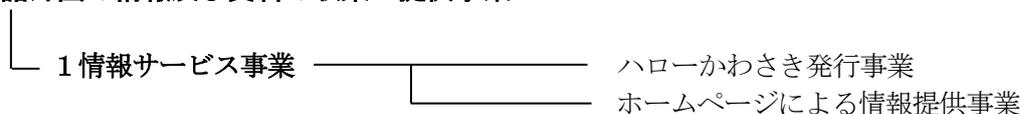
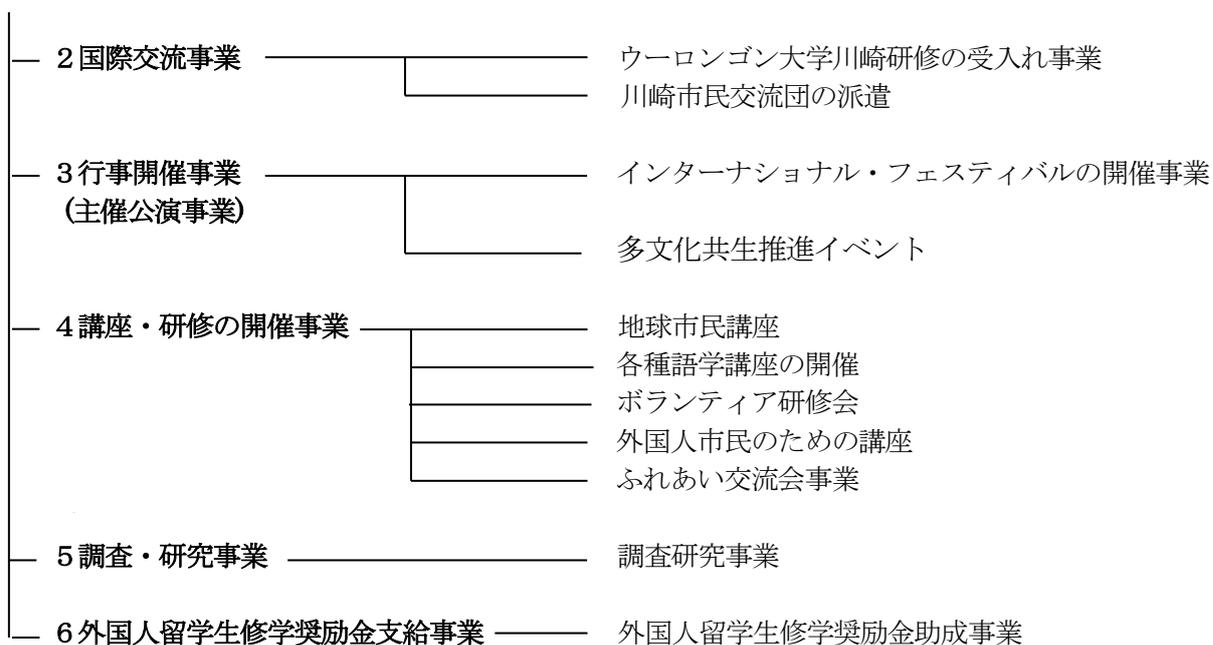


平成27年度 公1事業体系(川崎市国際交流協会事業)

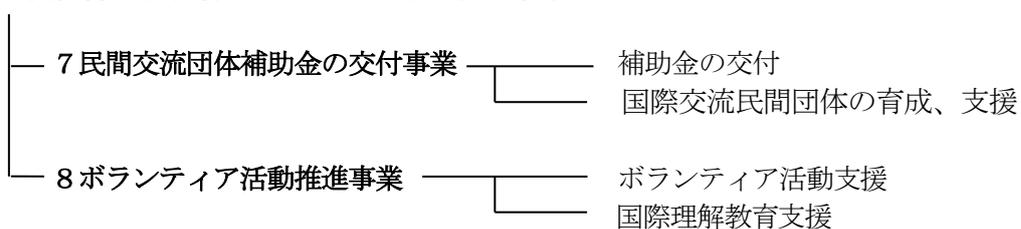
I 諸外国の情報及び資料の収集・提供事業



II 市民レベルでの国際交流に関する事業



III 民間国際交流団体及びボランティア育成事業



IV その他事業

その他、川崎市等からの委託など協会の目的に資する事業

平成27年度 公1事業計画(川崎市国際交流協会事業)

I 諸外国の情報及び資料の収集・提供事業

1 情報サービス事業

①ハローかわさき発行事業

市内在住の外国人市民に向けて、多言語情報紙「ハローかわさき」を作成し市内の各公共施設等に配布する。

ア 情報紙：「ハローかわさき」

イ 発行：毎月1回、6言語（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語）及びやさしい日本語

ウ 配布先：市内公共機関、市内日本語学校、県内国際交流協会関連施設等

②ホームページによる情報提供事業

協会ホームページの充実を図るとともに、各種事業、イベント、講座、ボランティア活動等の情報収集・発信を行う。また、毎月第2水曜日午前のFM K-city生放送番組による協会事業広報の周知を行う。

II 市民レベルでの国際交流に関する事業

2 国際交流事業

(1)ウーロンゴン大学川崎研修の受入れ事業

ウーロンゴン大学の川崎研修（日本語研修）において、ホームステイによる受入れを行ない、市民交流を推進する。

ア 期間：平成28年1月中旬～下旬（約2週間）

イ 受入れ家庭：15家庭程度

(2)川崎市民交流団の派遣

市民レベルでの友好親善を促進するため、川崎市と友好都市提携25周年となるイギリス・シェフィールド市へ市民交流団を派遣する。

ア 派遣先：イギリス・シェフィールド市 他

イ 時期：平成27年11月上旬（約1週間）

ウ 対象：市内在住・在勤・在学の方

エ 募集人数：15名程度、参加費自己負担

3 行事開催事業(主催公演事業)

(1)インターナショナル・フェスティバルの開催事業

市民と外国人との相互理解と友好親善を深めるとともに、市内の民間交流団体等の活動を広く紹介するため、国際交流センターを会場に、各国大使館等にも参加を要請し交流イベントを開催する。

ア 内容：イギリス・シェフィールド市特別展、多文化紹介、市民と外国人との交流イベント、市民参加事業、世界の料理（模擬店）及び民芸品等の販売、活動団体の紹介など

イ 方法：かわさき国際交流民間団体協議会と共催

地域ならびに関係機関・団体等と連携・協力し、実行委員会を組織して開催する。

ウ 時期：平成27年7月5日（日）

(2)多文化共生推進イベント

地域における多文化共生推進のため、外国人と共に考えるイベントを行う

ア 時期：平成27年12月頃

イ 場所：川崎市国際交流センター

ウ 対象：市民等 100人

エ 受講料：有料

4 講座・研修の開催事業

(1)地球市民講座(共催)

地球の環境問題など様々な視点から私たちに何ができるかを考える公開講座を共催で実施。

- ア 主催：かわさき国際交流民間団体協議会
- イ 時期：平成28年3月
- ウ 対象：市民等70名
- エ 受講料：無料

(2)各種語学講座

市民レベルでの国際交流推進に資するため、市民に外国語を学ぶ機会を提供する。また、夏・春休みを利用した子ども外国語（英語・中国語等）教室を開催する。

- ア 言語：英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、フランス語等
- イ 実施：年間1～2期開催（前期4月～9月、後期10月～3月）、各言語とも12～18回
子ども語学教室は英語、中国語等とも夏、春、各全3回
- ウ 対象：市民等、各言語25名 1～2クラス 子ども教室は15名
- エ 受講料：有料

(3)ボランティア研修会

協会登録ボランティアの活動を支援するために研修会を開催する。

- ア ボランティア活動支援のための研修会を実施
- イ 多言語情報紙発行のためのやさしい日本語ボランティア研修会を実施

(4)外国人市民のための講座

ア 外国人のための生活情報講座

日本での暮らしの課題となる情報を取り上げる。

- (ア) 実施：年間3回
- (イ) 対象：市民等 25人
- (ウ) 受講料：無料

イ 災害時の外国人支援事業

外国人市民の災害時の課題や防災訓練に参加する意義について考える。

- (ア) 実施：平成28年2月
- (イ) 対象：市民等 80人
- (ウ) 受講料：無料

(5)ふれあい交流会事業

市民の国際理解と外国人との友好親善を促進するため、世界の料理などを通じたふれあい理解交流会を開催する。

- ア 実施：外国人講師を中心とした料理講座などを通じた交流会（年間3回）
- イ 対象：市民及び市内在住の外国人、留学生等
- ウ 募集人数：20名程度、参加費自己負担

5 調査・研究事業

調査研究事業

外国人の暮らしを守る多文化共生のまちづくりに向けた調査研究を行う。

6 外国人留学生修学奨励金支給事業

外国人留学生修学奨励金助成事業

外国人留学生の経済的負担を軽減することにより、修学環境の向上を図り、地域の国際化に貢献する留学生を育成する。

- ア 支給者数 予算の範囲内
- イ 支給要件
 - ・ 出入国管理及び難民認定法に規定する「留学」の在留資格を有すること
 - ・ 住民基本台帳法の規定により川崎市に登録し、現に居住していること
 - ・ 学校教育法に規定する大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程に在学していること
 - ・ 国費外国人留学生に該当しないこと
 - ・ 大学等から推薦を得られること
 - ・ 地域の国際化、特に川崎市の国際交流活動に参加または協力できること
- ウ 支給金額 年10万円/人（5万円を2回支給）
- エ 相談会 生活相談会(情報交換、交流)の実施

Ⅲ 民間国際交流団体及びボランティアの育成事業

7 民間交流団体補助金の交付事業

(1)補助金の交付

市内の民間交流団体の国際交流活動を支援するために補助金を交付する。

- ア 海外プログラム (1件20万円以下)
- イ 国内プログラム (1件10万円以下)
- ウ 募集時期は、3月及び9月の年2回(9月募集については予算状況による)
- エ 補助金審査委員会を開催し、交付団体及び交付金額を決定する。

(2)国際交流民間団体の育成、支援

国際交流民間団体の育成及び国際交流民間団体が実施する事業の広報やチラシの配布など、連携、協力して国際交流活動を支援する。

8 ボランティア活動推進事業

(1)ボランティア活動支援

市民レベルの国際交流の活発化に向け、各分野のボランティア登録の拡充と育成、活動に向けた支援を行う。

(通訳・翻訳ボランティア)

ボランティアの通訳派遣、翻訳業務を行う。

海外からの川崎市訪問団(者)に対する通訳業務を行う。

(ホームステイボランティア)

ホームステイの機会を提供し、異なる習慣や文化を理解できるよう支援する。

ホームステイの受託やマッチングを行い、機会の提供を促進する。

(ホームビジットボランティア)

川崎近隣在住の留学生が、日本家庭を訪問することにより異なる習慣や文化を理解できるよう支援するため、連絡調整を行いホームビジットの機会の提供を促進する。

(日本語講座ボランティア)

外国人を対象とした日本語講座において日本語支援を行う

(国際理解教育支援ボランティア)

国際理解教育支援のため学校等で活動する。

(広報ボランティア)

協会広報紙の発行に当たり、やさしい日本語に翻訳したり編集作業にあたり広く啓発活動に協力する。

(保育ボランティア)

日本語講座等において、学習者等が参加しやすいよう日本語習得に向けた環境の整備を図る。

(災害ボランティア)

災害が発生した際、協会や、自宅等で外国人に向けた情報の翻訳等を行う。

(一般ボランティア)

様々なイベント、事業等で活動する。

(2)国際理解教育支援

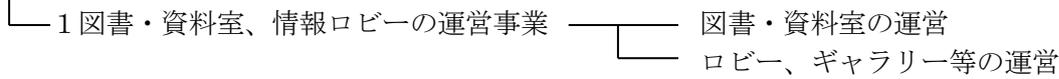
学校等に国際理解教育支援ボランティア等の派遣や民族衣装の貸し出しを行い、国際理解教育の支援を行う。

Ⅳ その他事業

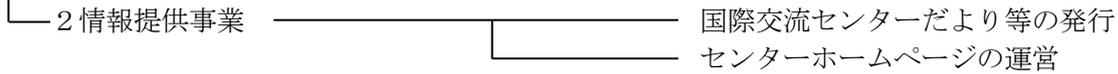
その他、川崎市等からの委託など、協会の目的に資する事業

平成27年度 公2事業体系(川崎市国際交流センター事業)

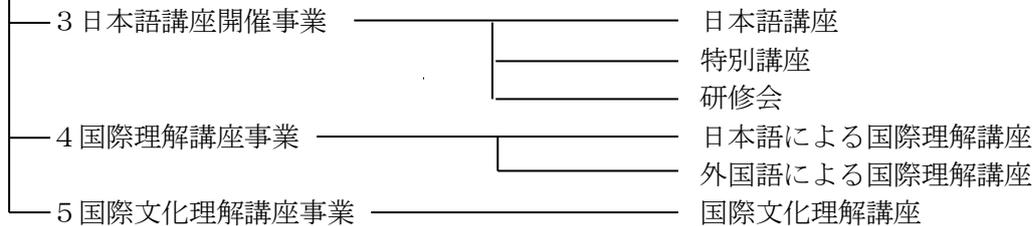
I 情報収集・提供事業



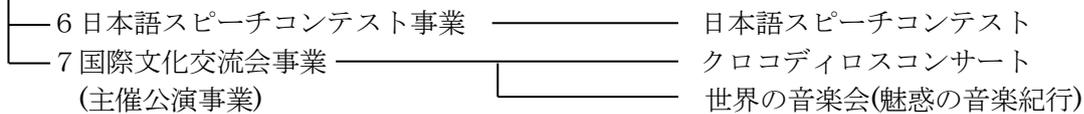
II 広報出版事業



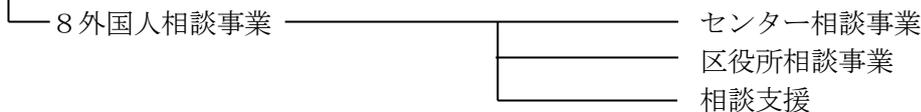
III 講座・研修事業



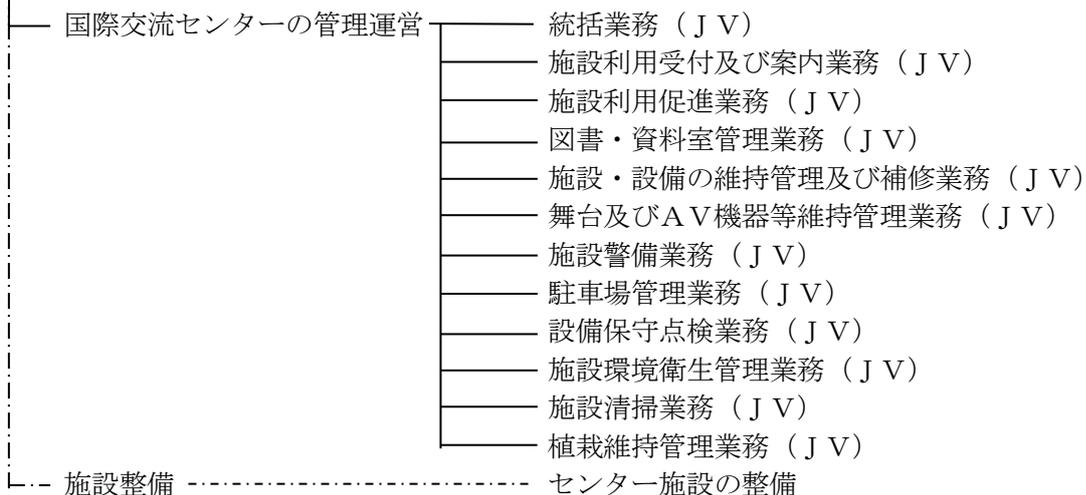
IV 国際交流促進事業



V 外国人相談事業



VI 施設運営及び維持管理業務



平成27年度 公2事業計画(川崎市国際交流センター事業)

I 情報収集・提供事業

1 図書・資料室、情報ロビーの運営事業

(1)図書・資料室の運営

- ア 書籍、資料、新聞、専門誌、ビデオ、DVDなど、国際交流関係図書等の充実を図る。
- イ 図書・資料室の機能充実及び利用促進を図る。

(2)ロビー、ギャラリー等の運営

- ア 国際交流関係機関や民間交流団体などの活動を紹介するとともに、国際交流・国際理解推進のための展示や場所の提供を行う。
- イ 関係機関・団体等の絵画や作文等の展示、各種パンフレットやチラシ等の収集・配架により、文化に触れる機会を提供するとともに国際交流等に関わる多様な情報を市民に提供する。
- ウ 外国人向けに、多言語による情報を収集・配布する。
- エ 掲示パネルにより、ポスター等の各種国際交流事業を紹介する。
- オ メッセージボードを設置し、市民や外国人との情報交換を図る。
- カ 市民が無料で利用できるインターネットコーナーの稼働により、市民の情報収集の利便性を高める。
- キ ギャラリーへ特別展示コーナーを設置し、海外情報の発信等を進める。
- ク 談話ロビーでの映像機器による国際理解映像などの情報提供を行う

II 広報出版事業

2 情報提供事業

(1)国際交流センターだより等の発行

国際交流センターの事業等を広く市民に広報するため、「川崎市国際交流センターだより」(10回/年)及びかわさき国際交流センターニュース「SIGNAL」を季刊で発行する。

(2)センターホームページの運営

国際交流センターのホームページの充実を図るとともに、迅速な情報更新を行う。

III 講座・研修事業

3 日本語講座開催事業

(1)日本語講座

日本語の学習を希望する外国人市民等を対象に、日本語講座を開催する。

- ア 講座： 午前コース(9:50~11:50) 年間3期 週2回(火曜日、金曜日)
夜間コース(18:30~20:30) 年間3期 週1回(水曜日)
- イ 講師： 協会登録の日本語講座ボランティア
- ウ 受講料： 有料
- エ 保育： 午前コースに保育を行う。

(2)特別講座

日本語講座受講生を対象に、日本文化や川崎市への理解を深めるため、市内施設訪問、文化体験及び防災訓練等を行う。

(3)研修会

- ア 日本語講座ボランティア登録事前研修
 - (ア) 回数： 1回(11月~3月 全10日)
 - (イ) 講師： 外部講師
 - (ウ) 対象： 日本語講座ボランティア講師希望で必要な資格を有している者 8名程度
 - (エ) 受講料： 有料

イ 日本語講座ボランティア研修会

(ア) 回数： 1回

(イ) 講師： 外部講師

(ウ) 対象： 日本語講座等で活動しているボランティア

(エ) 受講料： 無料

4 国際理解講座事業

(1)日本語による国際理解講座

市民の国際理解を深めるため、諸外国の文化、慣習、時節に即したテーマをもとに講座を開催する。

ア 回数： 2回

イ 講師： 外部講師

ウ 対象： 一般市民 30名程度

エ 受講料： 有料

(2)外国語による国際理解講座

諸外国の事情や国際的なテーマについて市民の理解を深めるため、英語及び中国語による国際理解講座を開催する。

ア 回数： 英語4回 中国語3回

イ 講師： 外部講師

ウ 対象： 中級レベル以上の語学力を有する市民 英語・中国語各30名

エ 受講料： 有料

5 国際文化理解講座事業

国際文化理解講座

市民の国際理解を深めるため、音楽や外国文化を通して様々な国際理解を深める講座を開催する。

ア 回数： 3回

イ 講師： 外部講師

ウ 対象： 一般市民 30名

エ 受講料： 有料

IV 国際交流促進事業

6 日本語スピーチコンテスト事業

日本語スピーチコンテスト

外国人市民による日本語スピーチコンテスト及び交流会を開催し、市民と外国人との相互理解を深める。

ア 時期： 平成28年2月

イ 会場： 国際交流センター ホール及びレセプションルーム

ウ 対象： 市内の大学・専門学校の留学生、市内企業の従事者、市民館・国際交流協会等で日本語を学んでいる来日5年以内の外国人

7 国際文化交流会事業(主催公演事業)

市民の国際的な文化理解を促進するため、音楽会等による国際文化交流会を開催する。

(1)クロコディロスコンサート

ア 時期： 平成27年6月

イ 内容： ハーバード大学学生によるアカペラコンサートの開催

ウ 対象： 一般市民等

エ 受講料： 有料

(2)世界の音楽会(魅惑の音楽紀行)

ア 回数： 2回

イ 内容： 世界の音楽を紹介し国際理解の増進を図る。

ウ 対象： 一般市民等

エ 受講料： 有料

V 外国人相談事業

8 外国人相談事業

(1)センター相談事業

市内等の外国人から日常生活等に関する相談をセンターや区役所で受け、助言を行うとともに、必要に応じて関係機関等との連携に基づく実効性のある相談事業を推進する。

① 相談時間	10:00~12:00、13:00~16:00
② 相談言語	英語 月、火、水、木、金、土
	中国語 火、水、金
	韓国・朝鮮語 火、木
	スペイン語 火、水
	ポルトガル語 火、金
	タガログ語 火、水

(2)区役所相談事業

外国人の便宜を図るため、市内の北部と南部にボランティア相談員を派遣し、相談業務を行う。

①北部（麻生区役所）	中国語	第1・第3 火曜日	9:30~12:00
	タガログ語	第1・第3 水曜日	14:00~16:30
	英語	第1・第3 木曜日	9:30~12:00
②南部（川崎区役所）	中国語	第1・第3 火曜日	14:00~16:30
	タガログ語	第1・第3 火曜日	9:30~12:00
	英語	第1・第3 木曜日	14:00~16:30

(3)相談支援

実効性のある相談事業とするため、専門相談会の実施や、相談員の研修を実施する。

① 専門相談会

ア 実施時期：毎月第3日曜日 14:00から16:00 センター

イ 対象：外国人市民 無料

ウ 相談内容：ビザ・在留資格、国際結婚・離婚、子供の国籍・雇用問題等

エ 主催：渉外行政書士協会

② 相談員研修

相談員の資質向上及び業務関係情報等取得のための研修会の実施や、関係機関・団体が主催する研修会等への参加

VI 施設運営及び維持管理業務

国際交流センターの管理運営(JV)

①統括業務

○ 施設運営及び維持管理業務を円滑に行うため、各業務間の調整及び統括を行う。

②施設利用受付及び案内業務

○ 来館及び電話等による施設利用案内並びに受付業務を適切に行うとともに、施設の快適な利用が図られるようサービスに努める。

③施設利用促進業務

○ ホームページにおける施設紹介や施設見学会の開催等を通じて、広報PRに努め、利用促進を図る

○ 国際交流センターホテルとの事業連携など、センターを活用した各種事業やイベント等の開催誘致を通じ、施設の利用促進を図る。

○ 川崎市国際交流センター活用推進検討委員会を開催し、施設の利用促進等について協議する。

④図書・資料室管理業務

○ 図書の閲覧業務のほか、国際交流に関わる様々な情報を収集し、市民への情報提供を行う。

○ 幅広い利用者に対応したサービスの提供を図る。

⑤施設・設備の維持管理及び補修業務

○ 国際交流センターの施設設備を総合的に管理し、利用者に安全で快適な施設環境を提供する。

○ 中央監視装置システム及び巡回点検により、諸設備の安全な運転・操作に努めるとともに、異常や異常の予告を迅速に把握し、適切な措置を講ずる。

○ 施設の経年劣化に対応するため、計画的、効果的かつ効率的な補修を実施する。

⑥舞台及びAV機器等維持管理業務

- ホール及びレセプションルーム等の利用を通じて、市民の国際的な文化活動が推進されるよう、適切な維持管理を行う。
- 施設の利用にあたり、利用者との打合せを行い、機器の使用や操作等について説明するとともに、利用者のニーズ等を把握し、快適なサービスの提供に努める。

⑦施設警備業務

- 日中は巡回警備を行うほか、夜間は機械警備に加え、警備員による巡回を行なう。また、録画機能を備えた監視カメラの導入により防犯、防火、防災に努める。

⑧駐車場管理業務

- 駐車場内での車両の適切な配置整理を行うとともに、歩行者及び自転車利用者等の安全を図り、事故防止に努める。また、外路への渋滞回避など快適な利用に努める。

⑨設備保守点検業務

- 施設機能の低下を防止し、予防保全及び機械・装置の耐久年数を伸ばすとともに、全体の機能が円滑に運用維持されるよう、各設備の定期点検及び法定点検を実施する。

⑩施設環境衛生管理業務

- 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（ビル管法）に基づく環境衛生管理基準に従い、室内環境の維持、飲料水の水質管理及び館内消毒を行い、快適な利用空間を提供する。

⑪施設清掃業務

- 施設内外を常に清潔で衛生的な状態に保ち、その保全と美観の維持に努める。
- 各施設ごとの材質及び用途に最も適した方法で清掃を行うとともに、利用者の利便性を考慮し、適切な時間帯に実施する。

⑫植栽維持管理業務

- 施設周辺の敷地内街路樹等の定期的な剪定を行う。
- イベント広場など庭園の雑草を定期的に駆除し、利用者の憩いの場としての環境維持に努める。
- 茶室及び周辺の環境整備に努めるとともに、茶室庭園の維持管理を行う。

施設整備

川崎市による国際交流センター施設整備事業

川崎市との協議により、市の予算の範囲内において所要のセンター施設整備を行う。